

「今後の市場のあり方」に係る集約再整備事業検討支援業務委託
プロポーザル方式募集要項

1 委託業務の概要

(1) 業務委託名称

「今後の市場のあり方」に係る集約再整備事業検討支援業務委託

(2) 業務内容

「今後の市場のあり方」に係る集約再整備事業検討支援業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 委託契約期間

契約締結の日 から 令和5年2月28日まで

(4) 提案上限額

¥3,027,200—（消費税及び地方消費税相当額を含む。）を上限とします。

提案の内容に関わらず、この上限額を超える提案は無効とします。

2 募集の目的

尼崎市（以下「本市」という。）は、令和元年度に「尼崎市公設地方卸売市場の「今後の市場のあり方」に係る基本方針」（以下「基本方針」という。）を策定し、余剰地の活用により民間資金やノウハウ等の導入を図り、現地での市場施設の集約整備などの方向性を示しています。

この方針の実現には、膨大な資金が必要になるため、一般会計に影響を及ぼさずにその財源の確保を図るには、官民連携手法により、事業費や維持管理経費の圧縮、民間事業者との連携による市場の活性化や市場運営の適正化を図るなどの事業推進が重要になると考えています。

民間ノウハウ等の活用に際し、民間事業者との対話等により、公募に係る事前調査を行い、より効率性かつ実効性のある事業の成立を検証するにあたり、本委託業務と同等または類似した業務に精通した知識、技術力や履行実績等を持つ受託業者の選定を目的として、公募型プロポーザル方式により、当該業務の受託希望者を募集するものです。

3 スケジュール

項目	日程
当該募集要項の公表（配布・HP掲載）	令和4年5月24日（火）～
質問の受付※	令和4年5月24日（火）～5月31日（火）
質問に対する回答※	～6月2日（木）
企画提案申込書等（①②③④⑤⑧⑨）提出期限※	令和4年6月6日（月） <u>正午</u>

項目	日程
一次審査（書類）※	令和4年6月7日（火）
一次審査結果通知<メール>※	令和4年6月8日（水）発信予定
企画提案書等（⑥⑦⑩）提出期限※	令和4年6月10日（金） <u>正午</u>
二次審査（プレゼンテーション審査）※	令和4年6月15日（水） 予定
二次審査結果通知<メール>※	二次審査完了の翌日に発送予定

※ は、詳細について以降の項目の説明をご参照ください。

○数字は、「8-2 企画提案申込書等応募書類（及び提出部数）」をご参照ください。

4 応募資格

次に掲げる全ての要件を満たす者とします。

- (1) 法人格を有し、地方自治体等が発注する同種業務を履行した実績があること。
 なお、同種業務とは、卸売市場を含む施設再編等のコンサルタント業務を指します。
- (2) 納税義務を履行していること。
- (3) 仕様書に定める業務について、業務遂行能力を有し、適正な実施体制を有する者及び本市の指示に対して柔軟に対応できる者であること。
- (4) 次の事項に該当しない者であること。
 - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
 - イ 本市から入札参加停止措置を受けている者
 - ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てをしている者
 - エ 自己又は自社の役員等が次の事項のいずれかに該当する者及び次の事項に掲げる者が、その経営に実質的に関与している者
 - (ア) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする団体
 - (イ) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反することを主たる目的とする団体
 - (ウ) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）もしくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体
 - (エ) 暴力団（尼崎市暴力団排除条例（平成25年条例第13号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（尼崎市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員をいう。）もしくは暴力団と密接な関係者（尼崎市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者をいう。）
 - (オ) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条及び第8条に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統率の下にある団体

(カ) 尼崎市長が代表者又はこれに準ずる地位にある者となっている団体

5 応募者の失格

応募者が次の事項に該当すると本市が判断した場合は失格とします。ただし、本市がやむを得ない事情があると判断した場合はこの限りではありません。

- (1) 本募集要項を遵守しない場合
- (2) 「8-2 企画提案申込書等応募書類及び提出部数」に記載する関係書類に虚偽の記載をした場合
- (3) 審査の公平性に影響を与える行為や、適切な審査を妨害したと認められる場合
- (4) 「4 応募資格」に記載する応募資格を欠いていることが判明した場合
- (5) その他応募者の失格事項に相当するものと、本市が判断した場合

6 公表資料

配布並びにホームページに掲載する資料は、次のとおりです。

- (1) 本募集要項
- (2) 仕様書
- (3) 「8-2 企画提案申込書等応募書類及び提出部数」で示す様式のうち第1号～第5号
- (4) 評価項目

7 公表資料、応募に関する質問について

- (1) 質問の受付

令和4年5月24日（火）～令和4年5月31日（火）午後5時までとします。

- (2) 質問方法

質問はEメールとし、質問があれば下記のEメールアドレス宛に、件名を「「今後の市場のあり方」に係る集約再整備事業検討支援業務質問」と入力の上ご質問ください。質問票は任意で、Eメールに直接記載でも構いません。

ama-shi.jotokumei@city.amagasaki.hyogo.jp

- (3) 質問に対する回答

令和4年6月2日（木）までに回答します。

質問に対する回答は、質問者名をふせて、本市のホームページ（本募集要項を掲載している画面と同一画面上）にて、随時、公表します。

- (4) その他

審査基準や他の応募業者に関することについては、一切お答えできません。

8-1 企画提案申込書等応募書類の提出期限等について

(1) 提出期限

項目	応募書類※	提出期限
企画提案申込書	①②③④⑤⑧⑨	令和4年6月6日(月) 正午
企画提案書 (一次審査通過者)	⑥⑦⑩	令和4年6月10日(金) 正午

※ 応募書類と提出部数は、「8-2 企画提案申込書等応募書類及び提出部数」のとおり

(2) 提出方法

持参もしくは郵送にて提出してください(郵送の場合は必着とします)。

ただし、持参にて提出される場合、土、日曜及び祝祭日は受理できませんのでご注意ください。

(3) 提出先

尼崎市経済環境局市場特命担当(尼崎市公設地方卸売市場2階管理事務所)

〒661-0976 尼崎市潮江4丁目4番1号

8-2 企画提案申込書等応募書類及び提出部数について

次に掲げる書類について、正本1部・副本(写)6部、計7部を提出してください。

応募書類名	様式	特記事項
① 企画提案申込書	(様式第1号)	必ず裏面に誓約事項を印刷してください。
② 会社概要	(様式第2号)	—
③ 過去の同種業務の受託実績	(様式第3号)	・同種業務とは、卸売市場を含む施設再編等のコンサルタント業務をいいます。
④ 業務の推進体制	(様式第4号)	・業務を受託した場合の体制、担当予定者等の氏名等を記入してください。 ・ <u>なお、管理技術者及び主たる担当技術者は受託後の変更は原則として認めません。</u>
⑤ 過去の同種業務の担当実績(管理技術者・主たる担当技術者)	(様式第5号)	—
⑥ 企画提案書	任意	・仕様書をご確認の上、作成してください。 ・「6 公表資料(4) 評価項目」を踏まえた上で、本市への支援方針やアピールポイントを明記してください。 ・効率的かつ効果的な施設整備と事業運営に向けた独自の提案も積極的に行ってください。

応募書類名	様式	特記事項
⑥ 企画提案書の続き)	(任意)	ア A4版で、両面印刷を原則としてください。 イ 表紙を除き、30ページ以内（両面の場合15枚）としてください。
⑦ 見積書	任意	—
⑧ 納税証明書（写し可） ※ 該当する場合のみ	任意	・ 市税（法人市民税）※ただし尼崎市内に事業所等を有し、尼崎市に納税している場合のみ ・ 令和4・5年度業者登録申請時に提出している「納税証明申請書兼証明書（競争入札参加資格審査申請用）」の写しで代用することも可能です。
⑨ 会社紹介（経歴等） パンフレット	任意	—
⑩ その他	任意	他の地方自治体等から受注した同種業務の報告書等 ※ 他にも有効であると思われるものがあればご提出ください。

8-3 企画提案申込書等応募書類の取扱い等について

(1) 企画提案申込書等応募書類の取扱いについて

当該選定以外の用途には使用せず、一切返却しません。なお、一旦提出された後の修正及び差し替えは、本市から指示する場合を除き、できません。

(2) 企画提案申込書等応募書類の公開について

公文書公開請求があった場合、原則として公開対象となりますが、尼崎市情報公開条例その他法令で規定があるときは、その規定を優先するものとします。

(3) 費用負担について

この応募に伴い、要した事業者の費用負担に対しては、事業者の負担とし、本市は一切の補償はできません。

(4) その他

企画提案申込書等応募書類に関し、追加の資料を求めることがあります。

9 一次審査および二次審査方法、結果の通知について

(1) 一次審査について

「8-2 企画提案申込書等応募書類及び提出部数」に記載する書類のうち、様式第3号から第5号について一次審査を実施します。なお、応募書類に不備等があった場合には、失格とします。

ア 実施日時等

令和4年6月7日（火）

尼崎市経済環境局市場特命担当にて実施します。

イ 審査基準

(ア) 「6 公表資料 (4) 評価項目」に基づき、審査を行います。

(イ) 応募状況によっては、一次審査の合否判定を行います。

ウ 結果通知

一次審査対象者全員に合否判定結果をメールで通知します。

一次審査通過者は、期限までに企画提案書等を提出してください。

(2) 二次審査（プレゼンテーション審査）について

一次審査通過者に対し、実施します。

なお、プレゼンテーションの時間等詳細については、一次審査の結果を通知する際に併せて連絡します。

ア 実施日

令和4年6月15日（水）予定

イ 実施場所

尼崎市役所本庁（予定）

（尼崎市東七松町1丁目23番1号）

ウ 結果通知

二次審査対象者全員に選定結果をメールで通知します。

(3) プレゼンテーション審査実施手法等

ア 実施時間

1社につき30分程度を予定しており、15分間の企画提案内容の説明をしていただいたのち、15分程度の質疑応答を行います。

イ 実施方法

提出済みの企画提案書等応募書類に基づき説明をしていただきます。新たな資料の提出は不可とします。

説明者は、業務の推進体制（様式第4号）に記載されている主たる担当技術者が中心に行ってください。また会場への入室は3人以内としてください。

なお、パワーポイント等を利用する場合には、プロジェクター、スクリーンは事務局で用意しますが、パソコンについては応募者が準備してください。

ウ 二次審査における資料および質疑応答の取扱い等について

「8-3 企画提案申込書等応募書類の取扱い等について (2) 企画提案申込書等応募書類の公開について」に記載する基準に準じるものとします。

エ 審査基準

(ア) 「6 公表資料 (4) 評価項目」に基づき審査を行い、一次審査の得点、二次審査の

得点、市内・準市内の事業者加点の合計を総合得点とし、最も高い総合得点の事業者を受託候補者として選定します。

(イ) 審査において、委託業務を円滑に履行するに必要な能力を有していると認められる基準点（以下「基準点」という。）を設定し、審査の結果が基準点に満たない場合は、受託候補者として選定しません。

(ロ) 合計得点（一次審査＋二次審査）が基準点を超える事業者については、地域経済の活性化を図るため、次のとおり加点し、加点後の得点を総合得点とします。

a 市内事業者（市内に本社（本店）を有する者）

合計得点の10%を加点します。

b 準市内業者（市内に支社（支店）等を有する者）

合計得点の5%を加点します。

(エ) 総合得点が最も高い者が2以上ある場合は、次の順で受託候補者を決定し、順位付けを行います。

① 企画提案書の得点が高い者

② 主たる担当技術者等の取組姿勢等の得点が高い者

③ 予定技術者の技術力と実施体制のうち、主たる担当技術者の各得点が高い者

※ それでもなお同点の場合は、くじにより受託候補者を決定します。

(4) 審査内容の取扱いについて

非公開とし、審査内容に関する問い合わせや異議については、一切、受付けません。

(5) 二次審査辞退について

参加意向表明後、二次審査を辞退する場合は、「参加辞退届」（様式第6号）を提出してください。

10 契約の締結について

(1) 二次審査後、受託候補者は本市と委託業務について、契約に必要な事項を協議した後、本市が作成する契約書によって、契約を締結します。

(2) 次に掲げる事態が生じたときは、二次審査において順位の高かった者でかつ基準点以上の者の順に協議を行い、契約相手方を決定します。

ア 受託候補者が契約の締結を辞退したとき。

イ 契約締結時まで「4 応募資格」を欠いていることが判明したとき。

ウ 契約締結時まで「5 応募者の失格」の要件に該当していることが判明したとき。

エ 契約に向けて必要な協議が不調に終わったとき。

オ その他やむを得ない事情で契約に至ることが困難なとき。

なお、正当な理由がなく、契約の締結を辞退した場合は、本市において入札参加停止の措置を受ける場合があります。

(3) 契約保証金等、契約にあたっては尼崎市契約規則に基づくこととします。

- (4) 契約にあたっては、改めて見積書の提出を依頼します。契約候補者は「**8-2 企画提案申込書等応募書類（様式等）及び提出部数** ⑦ 見積書」において記載した見積金額を基に見積書を提出してください。
- (5) 契約締結後、委託業務内容に変更が生じる場合は、本市と受託者において、その都度協議するものとします。

11 担当課

尼崎市経済環境局市場特命担当

〒661-0976 尼崎市潮江4丁目4番1号

電話 06-6420-2006 FAX 06-6429-3680

担当者 市川 信希、三浦 隆明

Eメール ama-shijotokumei@city.amagasaki.hyogo.jp

以 上